

おかやま水田活用方針の概要

平成 29 年 12 月策定
平成 30 年 12 月変更
岡山県農業再生協議会

1 趣 旨

平成 30 年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止された中、引き続き、米の需給安定化のため、需要に応じた生産の推進が求められており、農業再生協議会の役割が益々重要になってくる。このため、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が、「おかやま水田活用方針」により水田活用の方向性を共有し、需要に応じた主食用米生産と水田フル活用の取組を推進する。

2 取組方針

(1) 需要に応じた売れる主食用米の生産

マーケットインの視点に基づき、消費者・実需者が求める品種や食味、栽培法にこだわった付加価値の高い米、業務用として安定的な需要のある米など、それぞれの用途に応じた米の生産を進めるとともに、契約取引や生産者と消費者・実需者の信頼関係に基づく安定的な取引の拡大を図る。

○本県の特徴である県独自品種や業務向けの需要を生かし、奨励品種への集約、家庭用・業務用等の需要に応じた生産・販売を推進

○品種別の生産・販売戦略の明確化

- ・食味向上の取組と消費者へのPR強化による選ばれる米づくりの推進
- ・需要が増加している業務用米の安定供給と低コスト生産の推進
- ・県奨励品種への集約 90% → 95%

(あきたこまち、コシヒカリ、きぬむすめ、ヒノヒカリ、朝日、アケボノ)

【岡山米の品種別生産・販売戦略と作付面積】

(単位 : ha)

品種名	生産・販売戦略	作付面積 (平成29年度)	作付目標面積 (平成32年度)	増減
あきたこまち	収穫時期が早い等の強みを生かした販売と美味しい米づくり	4,680	4,670	▲10
コシヒカリ	県内量販店への販売強化と消費者に選ばれる美味しい米づくり	4,695	4,300	▲395
きぬむすめ	県内消費者向けのPRと食味向上の取組の強化	2,890	3,500	610
ヒノヒカリ	学校給食や県内外家庭用への販売強化と美味しい米づくり	4,860	4,650	▲210
朝日	拡大している業務用向けの販売強化と生産部会等を通じた生産拡大	2,670	2,940	270
アケボノ	拡大している冷凍米飯等への対応と低コスト生産	4,800	5,200	400

(2) 水田活用と不作付地の解消

需要に応じた主食用米・非主食用米・麦・大豆などの作付推進とともに、実需者等から求められている加工・業務用野菜や飼料用トウモロコシ等、収益性の高い作物の導入、各地域で产地化を進めている品目の推進、麦との二毛作による耕地利用率の向上等、水田のフル活用により、所得向上につなげる。

特に主食用米については、国から提供される需給見通し等の情報を基に、生産者等に主体的な作付判断の参考となる情報として、需要動向の情報を盛り込む。

不作付地の解消に向けて、人・農地プランの見直し等の機会を通じて、地域全体での話合いを促し、農地中間管理事業等の活用による地域の中心となる担い手への農地の集積・集約化や、地域特性を生かした野菜等の作付を推進する。

○生産者の作付判断に必要な情報提供による、需要に応じた主食用米生産の推進

○新市場開拓用米制度の周知と取組の推進

○キャベツ・たまねぎ等、加工・業務用野菜の団地育成

○野菜・果樹・花き等高収益作物の導入による経営の複合化の推進

○麦・大豆・飼料作物等、国の交付金を活用した経営安定と需要に応じた生産の推進

○人・農地プラン等の話合いによる担い手への農地集積、高収益作物等の作付推進等による不作付地の抑制

【作物ごとの作付推進面積】

作物	平成30年度の作付面積(ha)	平成31年度の作付推進面積(ha)	平成32年度の作付目標面積(ha)	備考
主食用米（※）	<目標> 29,500 (数量) 155,172t <実績> 29,400 (数量) 152,000t	29,139 153,272t	28,480	対前年比98.8% (目標H31/H30)
飼料用米	1,254	1,450	1,700	
米粉用米	65	80	90	
新市場開拓用米	5	10	15	
WCS用稻	367	400	430	
加工用米	434	460	480	
備蓄米	146	275	400	
酒造用米	191	191	190	新規需要米（※）
麦	2,805	2,835	2,890	
大豆	1,460	1,500	1,560	
飼料作物	1,304	1,315	1,600	
そば	134	140	180	
なたね	10	10	10	
その他地域振興作物	3,868	3,877	4,690	
野菜	2,228	2,260	2,800	
果樹	504	515	640	
花き・花木	181	182	240	
雑穀	125	135	145	
その他	830	785	865	

(※) 主食用米にはもち米と酒造用米（枠内）を含む。酒造用米については、主食用米の作付推進面積を定めるため「枠内」と「新規需要米」に分けて記載している。

(3) 水田農業の担い手確保

収益性の高い経営体が生産の中心を担う構造への転換を図るため、農地中間管理事業等を活用した農地集積による規模拡大を進めることで、水稻作付面積10ha以上の経営体を育成する。また、複数の集落営農組織や個人経営体の連携による機械の共同利用及び人材の確保、新規作物の導入など、コスト低減と販売収入の増加を推進する。

○農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積を推進

○複数の集落営農や個人経営体の連携による機械の共同利用、人材確保等推進

○省力・低コスト化に向けた先端技術を活用したスマート農業の推進